

令和5年9月1日

長崎市長 鈴木史朗 様

長崎市景観審議会

会長 橋口 剛



長崎市景観条例 25 条第 1 項第 5 号の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年8月23日付長景推第123号で諮問のあった「長崎スタジアムシティにおいて基準に適合しない広告物に対する屋外広告物条例第18条第2項による市長の特例許可について」は、令和5年8月30日開催の第10回長崎市景観審議会において審議の結果、原案について異議がないことを答申します。

保存期間	5 年	決裁区分	会長					
收受日		分類	001-002-002					
起案日	令和5年 8月31日	文書番号						
決裁日		起案者	景観推進室 一般職 岩永 麻佑 (印) (電話番号： 5561)					
施行日								
処理期限								
発信元文書の日付								
公印	不要	開示区分	開示					
不開示理由								
あて先								
件名	長崎市景観条例25条第1項第5号の規定に基づく諮問について（答申）							
公開件名								
決裁・合議	会長 							
	景観推進 室長 	係長 	係員 					
公印使用承認	R5.9.1							
伺い文 このことについて、令和5年8月23日付長景推第123号で諮問がありました下記の件につきまして、令和5年8月30日（水）開催の第10回長崎市景観審議会で、原案のとおり議決されましたので、別紙（案）のとおり長崎市長あてに答申してよいでしょうか。 議案：長崎スタジアムシティにおいて基準に適合しない広告物に対する屋外広告物条例第18条第2項による市長の特例許可について								

(案)

令和5年 月 日

長崎市長 鈴木史朗 様

長崎市景観審議会

会長 橋口 剛

長崎市景観条例 25 条第 1 項第 5 号の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年8月23日付長景推第123号で諮問のあった「長崎スタジアムシティにおいて基準に適合しない広告物に対する屋外広告物条例第18条第2項による市長の特例許可について」は、令和5年8月30日開催の第10回長崎市景観審議会において審議の結果、原案について異議がないことを答申します。

➡ Re: 長崎市景観審議会における答申の確認について

送信日時	2023年08月31日 (木) 20:27:33		
重要度	通常	サイズ	14.3 kB
差出人	橋口 剛<hashiguchi@kwassui.ac.jp>		
To	景観推進室 <keikan_suishin@city.nagasaki.lg.jp>		

■無害化サービスからのお知らせ■

本メールは無害化処理により無害化されました。
※添付ファイルがある場合、添付ファイルは無害化処理されています。

景観推進室 岩永さま

お世話になります。
内容確認致しました。異議ありませんので進めてください。
宜しくお願いします。

活水女子大学 橋口

差出人: 景観推進室 <keikan_suishin@city.nagasaki.lg.jp>
送信日時: 2023年8月30日 17:47
宛先: 橋口 剛 <hashiguchi@kwassui.ac.jp>
件名: 長崎市景観審議会における答申の確認について

長崎市景観審議会
会長 橋口 様

お世話になっております。
長崎市景観推進室の岩永と申します。

標記審議会において、本日は進行、審議等ありがとうございました。

さて、別添のとおり答申を作成いたしましたのでご査収いただきますよう
宜しくお願い致します。

なお、お忙しいところ恐縮ですが、メールで構いませんので
内容の適否をご返信いただければ幸いです。

長崎市 まちづくり部 景観推進室 岩永
電話 095-829-1177
FAX 095-829-1175
メール keikan_suishin@city.nagasaki.lg.jp
